

衆議院規則の一部を改正する規則案

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第二百条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 出席した議員の氏名

附 則

この規則は、次の常会の召集の日から施行する。



## 理由

議員の活動の状況に関する情報提供の充実に資するため、会議録の記載事項に出席した議員の氏名を追加する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。